「無罪」で終わらぬ東電の責任

福島第1原発の事故をめぐり、業務上過失致死傷罪で強制起訴された勝俣恒久元会長ら東京電力旧経 営陣3人に、無罪判決が言い渡された。「東日本大震災の大津波を予見し、対策を講じて事故を避ける ことは難しかった」。東京地裁はそう判断した。

メルトダウン (炉心溶融) や水素爆発まで起きた事故である。いまなお避難生活を送る人も多い。 事故がもたらした結果の重大性を考えれば、だれ一人責任を問われない判決は、市民感覚として腑 (ふ) に落ちるものではない。

だが個人の刑事責任を問う業務上過失致死傷罪が成立するには漠然とした危惧などでは不十分で、 具体的な危機の認識が要件となる。ここを広くとらえると処罰の対象が広がり、経済や社会への影響 が大きくなりすぎるからだ。

裁判では、政府の予測をもとに「最大15.7メートルの津波の可能性がある」とした試算結果をどう 評価するかが、最大の争点となった。地裁は当時のこの予測について「信頼性、具体性に疑いが残 る」とし、3被告が大津波の襲来を予見できなかったと認定した。

当然のことだが、無罪判決で東電や旧経営陣の社会的責任が消えてなくなるわけではない。事故が 与えた影響の大きさを改めて胸に刻み、操業の安全により力を注ぐべきである。被災者らの補償など についても、改めて誠実な対応に努めてほしい。

原発の稼働をめぐっては、原子力規制委員会が求めるテロ対策施設の設置が間に合わないとして期限延長を求める声が電力会社から相次いだ。震災前を思わせるような「テロはまず起きないだろう」という甘い体質が残ってはいないだろうか。自省を求めたい。

今回と同じように、福知山線の脱線事故をめぐってJR西日本の旧経営トップらが強制起訴された裁判でも無罪判決が出て、確定している。法人に刑罰を科す制度を導入することの適否などを含め、刑罰法令や強制起訴のあり方を見直す時期にきている。